

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成29年11月16日 第18号
件 名	文京区の自転車ネットワーク計画を作成し自転車 利用推進を図ることを求める請願
請 願 者	文京区大塚五丁目13番11号 東京公害患者と家族の会 文京支部 代表 向 田 清
紹 介 議 員	金 子 てるよし 前 田 くにひろ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建 設 委 員 会

【請願の要旨 変更なし】

請願理由

東京都は、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた自転車推奨ルートによる小石川後樂園周辺など都内7地区の自転車ミニ・ネットワークの整備を区と協力して推進しています。

私たちは、国・東京都に対し文京区内の国道・都道の自転車走行空間の整備に自転車ネットワーク形成を視野に入れて推進するよう要求し、春日通り・本郷通り・白山通り・外堀通り等の一部に自転車レーンが実現しました。

文京区はコミュニティサイクルを先行いたしましたが、これを含む自転車利用を推進するうえでも自転車ネットワーク形成を図っていただくことを切望致します。

環境にやさしい公共交通としてのコミュニティサイクルの採用等の自転車活用による通勤、通学、商用、観光・街おこし、健康づくりを推進するために、全区的に自転車走行空間の整備、すなわち自転車ネットワークの形成が求められているのではないのでしょうか。

国は、「自転車活用推進法」を本年5月に施行し、国・自治体に「良好な自転車交通網（ネットワーク）を形成するため必要な自転車専用道路、自転車専用車両通行帯等の整備」（第8条）を義務付けています。

また自転車法（「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」）では、「良好な自転車交通網の形成：第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。」）としています。

つきましては、文京区が「自転車活用推進法」等を活用して、自転車ネットワーク計画を策定し、国・東京都と協力し自転車ネットワーク形成を推進するよう請願いたします。

請願事項

- 1 文京区自転車ネットワーク計画を策定し、快適で安全な連続した自転車走行空間の整備及び自転車活用推進を図って下さい。